

旅行業登録申請書類一覧表

○印は全ての場合に必要 △印は該当する場合のみ必要

令和8年2月現在

		旅行業者						旅行業者代理業		備考
		新規		更新		変更(種別)		法人	個人	
		法人	個人	法人	個人	法人	個人			
1	登録申請書(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	三重県収入証紙 新規:2種・3種・地域限定/20,000円 代理業者/15,000円 更新:17,000円 種別変更:11,000円
	登録申請書(2)	△	△	△	△	△	△	△	△	営業所が複数ある場合
	登録申請書(3)			△	△					旅行業者代理業者がある場合
2	定款又は寄付行為	○		○				○		目的欄に「旅行業(旅行業者代理業)」又は「旅行業法に基づく旅行業(旅行業者代理業)」の記載があること。
3	法人登記簿謄本	○		○				○		申請日から起算して発行日が3ヶ月以内のもの。申請時において最新の内容のものであること。
	住民票		○		○			○		申請日から起算して発行日が3ヶ月以内のもの。申請時において最新の内容のものであること。
4	本人・役員の宣誓書(欠格事由に該当しない旨)	○	○	○	○			○	○	住所・氏名・生年月日は自筆(認印不要) 法人:全役員分(非常勤役員含む) 個人:申請者本人分
5	旅行業務に係る事業の計画(1)(2)(3)(4)	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空券発券に係る契約書の写し	△	△	△	△	△	△			発券契約等がある場合
	海外手配業者等との契約書の写し	△	△	△	△	△	△			海外手配業者等との契約がある場合
6	旅行業務に係る組織の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書	○		○		○				基準資産額=資産合計(繰延資産、営業権を除く)-負債合計-営業保証金又は弁済業務保証金分担金-不良債権等 2種/700万円 3種/300万円 地域限定/100万円
	財産に関する調書		○		○		○			申請日から起算して1週間以内に作成したもの。
8	7.の決算書類に関する監査証明又は資産負債の明細書	○	○	○	○	○	○			法人:法人税確定申告書(控)の全て(別表、法人概況説明書含む)の写し 個人:残高証明書(財産に関する調書作成日時点の証明)、固定資産税評価証明書等
9	旅行業協会の発行する入会確認書又は入会承認書(写し)※1	△	△							旅行業協会の会員となる場合(入会承認がなければ登録不可)
10	旅行業務取扱管理者 選任一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	一営業所に1名以上選任。従業員10名以上の営業所は10名に1名の割合で選任。
	合格証又は認定証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	
	定期研修修了証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者は不要。 新規の場合のみ、定期研修修了証の写しに代えて、受講に係る誓約書でも可。 旅行業務取扱管理者の誓約書は代表者名義。住所・氏名・生年月日は自筆(認印不要)
	履歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	選任した管理者全員分。住所・氏名・生年月日は自筆(認印不要)
	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	選任した管理者全員分。住所・氏名・生年月日は自筆(認印不要)(役員を兼ねている場合は不要)
11	事故処理体制についての書類	○	○	○	○					海外業務を行う場合は海外での事故にも対応し得よう社内体制を整える事
12	旅行業者代理業業務委託契約書の写し							○	○	代理する旅行業者との契約書写し
13	旅行業約款(標準旅行業約款と同一のもの)	○	○			○	○			
	旅行業約款認可申請書	△	△			△	△			標準旅行業約款以外の約款を使用する場合のみ
14	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し	※	※	○	○	○	○			JATA・ANTA会員:弁済業務保証金分担金納付 2種/220万円 3種/60万円 地域限定/3万円 非会員:営業保証金を法務局に供託 2種/1,100万円 3種/300万円 地域限定/15万円 (上記金額は、年間取扱額が最小の区分の場合) ※新規登録の場合は、登録の通知を受けた日から14日以内に弁済業務保証金分担金又は営業保証金を納付し、その写しを提出すること
15	(直近の)取引額報告書			△	△					直近会計年度分の提出がない場合

※1 入会確認書は日本旅行業協会(JATA)が発行 入会承認書は全国旅行業協会(ANTA)が発行しています。
(全国旅行業協会三重支部:〒514-0824津市神戸202 TEL059-225-2201)